



令和8年度（2026年度）

和歌山市会計年度任用職員(事務員)採用試験 受験案内

和歌山市人事委員会

- 受付期間 10月23日（金）から11月11日（水）まで
- 第1次試験日 12月5日（土）
- 第1次試験会場 和歌山市立日進中学校

1 試験区分・採用予定人員・職務内容

◆令和9年4月1日採用予定

試験区分	採用予定人員	主な職務内容
会計年度任用職員（事務員）	50人	窓口等での受付対応業務、課における事務等に従事します。

- ※ 職務内容は、選択することができません。任命権者が決定します。
- ※ 任期途中で、人事異動その他により職務内容が変更される場合があります。
- ※ 採用予定人員は、予定であり、変更される場合があります。

2 受験資格

次のいずれにも該当しない方

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
- (2) 和歌山市職員（会計年度任用職員等を含む。）として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない方
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

※日本国籍（又は特別永住許可）を有しない方で、就労活動が制限されている在留資格の方は受験できません。

3 任用期間

任用期間は、採用日にかかわらず、令和10年3月31日までとなります。

- ※ 勤務成績が良好な場合に限り、再度任用されることがあります。
- ※ 公募によらない再度の任用は、2回までとします。
- ※ 採用は全て条件付きで、原則として採用から1か月間を良好な成績で勤務した時に初めて正式採用となります（地方公務員法第22条の2第7項）。再度任用された場合も同様です。

4 試験の方法・内容等

(1) 試験種目及び配点

試験区分	第1次試験種目（配点）	第2次試験種目（配点）
会計年度任用職員（事務員）	能力検査（100）	第1次試験結果（25）口述試験（75）

※ 数字は、その試験種目の配点を表しています。第2次試験では第1次試験結果を25点満点に換算します。

(2) 試験内容等

試験種目	試験内容等
能力検査	基礎能力検査（SCOA）。45分択一式で行われる試験。高校卒業程度の内容。出題分野は、言語（文章読解能力）・数理（数的能力）・論理（論理的思考能力）。
口述試験	集団の形式による、主として人物、性格等についての面接です。

5 試験日時・合格発表等

(1) 第1次試験

試験日	集合時間	終了 予定時間	試験会場	実施試験 種目	合格発表時期・方法
令和8年 12月5日(土)	午前9時45分	午前11時頃	和歌山市立 日進中学校 4ページ参照	能力検査	令和8年12月中旬 ①合格者にのみ文書で通知 ②市役所正面玄関に合格者の 受験番号を掲示

※ 気象条件その他の事情により、試験日、試験開始時間等を変更する場合があります。

※ 試験開始後の入室は認められませんので、遅刻しないようご注意ください。

(2) 第2次試験

試験日	実施試験種目	合格発表時期・方法
令和8年12月23日(水)から25 日(金)までのうちの1日	口述試験	令和9年1月中旬頃 ①合格者及び繰上げ合格候補者にのみ文書で通知 ②市役所正面玄関に合格者の受験番号を掲示

※ 気象条件その他の事情により、試験日、試験開始時間等を変更する場合があります。

※ 会場、日時などの具体的な事項は、第1次試験合格者に通知します。なお、当人事委員会が指定した事項を変更することはできません。また、希望をお聞きすることもできません。

- (3) 合格者は総合得点の高い順に決定します。ただし、それぞれの試験種目において当人事委員会が認める得点に達しない場合は、順位にかかわらず不合格となることがあります。また、同点者は同順位としますが、最終合格者の決定において、合否判定上に同点者がいる場合は、第1次試験の得点順に合格者を決定します。

※ 能力検査の得点は、各受験者の成績が受験者全体の成績の分布の中でどの位置にあるのかを相対的に示すように、標準偏差等を用いて算出したものです。

- (4) 和歌山市のホームページでも、合格発表の日から一定期間、合格者の受験番号を掲示しますが、必ず合格通知や合格発表掲示で確認してください。合否に関する電話による問合せには応じられません。

6 繰上げ合格制度

正式合格者が採用を辞退した場合などに備え繰上げ合格候補者をあらかじめ決定しておき、辞退等があった場合にその中から成績順に採用する制度を実施しています。

- (1) 正式合格者数は採用予定人員と同数とし、正式合格者の次位以下の方の中から成績順に、繰上げ合格候補者として採用候補者名簿に登載します。
- (2) 繰上げ合格候補者の数は概ね7人程度の予定です。ただし、当人事委員会が認める得点に達しない場合は、それ以下の人数となります。
- (3) 次の場合に限り、繰上げ合格候補者の中から成績順に採用されます。
- ア 正式合格者が採用を辞退した場合
 - イ 正式合格者が受験資格を満たさないことが明らかとなった等により採用できない場合
 - ウ 正式合格者が特定性犯罪事実該当者であることが判明し採用できない場合
- (4) 繰上げ合格候補者の受験番号は最終合格発表掲示には掲載しませんが、繰上げ合格候補者となった方には、その旨及び採用候補者名簿登載順位を文書で通知します。
- (5) 業務増や急な退職による欠員が生じた等の事情により同じ試験区分の採用試験が新たに実施されることが考えられますが、この試験結果による繰上げ合格候補者は、新たに試験が実施された場合であっても優先的に正式合格となることはありません。
- (6) 採用予定日に採用予定人員どおりに採用された場合は、繰上げ合格候補者として採用候補者名簿に登載された方が残っていても、同日をもってその名簿は失効し、採用されることはありません。

(7) 繰上げ合格候補者が採用された場合は、採用されなかった正式合格者の受験番号及び採用された繰上げ合格候補者の受験番号を和歌山市役所正面玄関に掲示します。

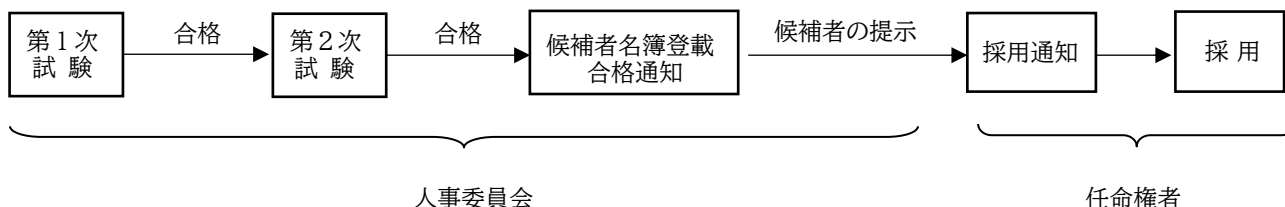
7 試験結果の情報提供

この試験の結果については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第69条第2項第1号の規定により、情報提供を受けることができます。希望する場合は、受験者本人が受験票を持参の上、提供場所（和歌山市人事委員会事務局（和歌山市七番丁17番地））に直接お越しください。なお、電話、郵便等による提供はできません。

	提供を求めることができる方	提供内容	提供期間
第1次試験	第1次試験の不合格者（本人に限る。）	第1次試験の種目別得点及び総合得点並びに総合得点に基づく順位	合格発表の日から1か月間 〔日曜日、土曜日及び休日を除く〕 午前8時30分から 午後5時15分まで
第2次試験	第2次試験の受験者（本人に限る。）	第1次試験及び第2次試験それぞれの種目別得点及び総合得点並びに総合得点に基づく順位	

8 合格から採用まで

- (1) 正式合格者及び繰上げ合格候補者は、採用候補者名簿に得点順に登載され、任命権者が採用候補者名簿の中から成績順に採用者を決定します。最終合格者には、人事委員会からの合格通知とは別に、後日、任命権者から採用通知が送付されます。
- (2) 最終合格後に受験資格を満たさないことが明らかになった場合は、採用候補者名簿に登載されていても、採用されません。
- (3) 令和8年12月25日に施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」という。）に基づき、児童等と接する業務の従事者については、特定性犯罪の前科の有無の確認が必要となります。特定性犯罪事実該当者（こども性暴力防止法第2条第8項に規定する特定性犯罪事実該当者をいう。以下同じ。）の場合は、当該業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用までの間に、特定性犯罪事実該当者であるか否かの確認を行います。なお、当該確認等の結果、特定性犯罪事実該当者であることが判明した場合は、採用されない又は当該業務に従事することができません。



9 受験申込み

インターネット（電子申請）により申し込んでください。

※提供された個人情報等は、採用試験及び採用に関する事務以外の目的には使用しません。

申込方法	下記URL又はQRコードから申し込んでください。 https://logoform.jp/f/j3FEi	
申込期間	令和8年10月23日（金）から令和8年11月11日（水）まで	
入力事項 ※事前に内容を準備して入力画面に進んでください。	・氏名、住所（現住所・通知先住所）、電話番号、メールアドレス、生年月日 ・顔写真（jpgファイル） （証明写真と同等の鮮明な画質で無加工の写真（直近6か月以内に撮影したもので上半身・正面向のもの）を準備してください。スマートフォン等で撮影したものを使用する場合は、縦4：横3サイズで背景は無地としてください。）	
受験票の発行	受験票については、後日電子メールで連絡しますので、各自ダウンロード・印刷し、第1次試験当日に持参してください。※ 11月20日（金）を過ぎてもメールが届かないときは、至急、当人事務委員会事務局へ連絡してください。	

- ※ 申込みには、メールアドレスが必要になります。すでにメールアドレスを持っている場合は新たにメールアドレスを取得する必要はありません。
- ※ 申込期間内に申込データを受信完了したものに限り受け付けます。システムがメンテナンス等により運用停止、休止等となる場合もありますので、お早めに申込みをしてください。
- ※ 申込データを送信後、登録したメールアドレスに申込完了のメールが送信されます。申込完了メールが送信されない場合は申込みができていませんので、ご注意ください。
- ※ 「city.wakayama.lg.jp」「logoform.st-japan.asp.lgwan.jp」のドメインから送付される電子メールを受信できるようにしてください。
- ※ 使用されるパソコンや通信回線の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

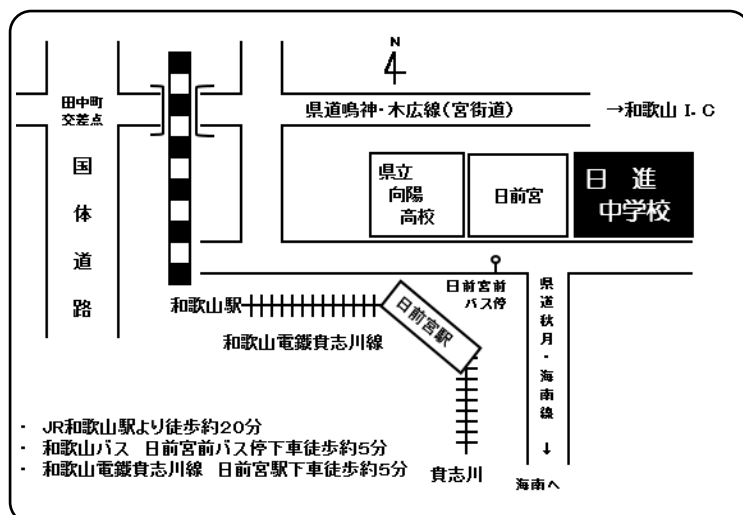
10 提出書類について

履歴書1通（当委員会が指定する様式）を第1次試験受験者全員に提出していただきます。受験票送付時に様式を送りますので、各自プリントアウトし、手書きで記入のうえ、写真（※）を添付し、第1次試験当日（令和8年12月5日（土））にお持ちください。提出がない場合は、第1次試験を受験されても第2次試験に進むことはできません。

※ 写真は、最近6か月以内に撮影されたもので縦4cm横3cm脱帽・上半身・正面向のものに限ります。

11 第1次試験会場案内図

和歌山市立日進中学校 所在地／和歌山市秋月 365-3



注意 試験会場への問合せは、禁止します。試験会場には駐車場がありませんので、公共交通機関又は二輪車を利用してお越しください。

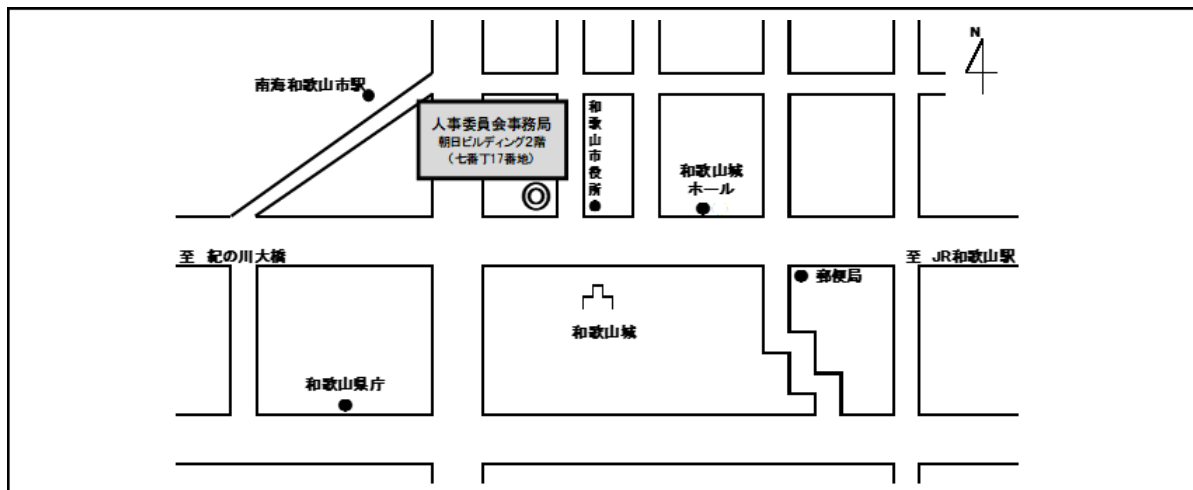
12 試験に関する問合せ

和歌山市人事委員会事務局（日曜日、土曜日及び休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

TEL 073-435-1371（直通） TEL 073-432-0001（代表）内線 3755・3756

※ 試験当日は、やむを得ない急用を除き、原則として電話の取次ぎはできません。

郵便等送付先 〒640-8511 和歌山市七番丁23番地（所在地とは異なります。ご注意ください。）



※ 荒天時等の対応について

台風・自然災害等の気象条件等の事情により試験の延期や開始時刻の繰下げ等を実施する場合は、試験実施日の午前7時30分頃に和歌山市公式X（旧ツイッター）でお知らせします。また、諸事情により試験日程等に変更がある場合は、和歌山市公式X（旧ツイッター）及び和歌山市公式ホームページでお知らせしますので、適宜ご確認ください。



和歌山市公式X(旧ツイッター)
(和歌山市人事委員会事務局)



和歌山市公式ホームページ
(試験情報)

任命権者からのお知らせ

和歌山市は、和歌山市内の定住促進を図るために、市内に居住している方、または、今後、市内居住予定の方を求めています。

1 会計年度任用職員(事務員)の勤務条件について

(1) 職務内容

- ・窓口等での受付対応業務
 - ・組織の管理・運営に関する業務や、差押え・許認可等の権力的業務以外の業務における決裁起案等を含む一般事務
- 担当業務一例

担当できる業務	担当できない業務
窓口、広報広聴、総務、防災、市民相談、生活環境、健康福祉、観光振興、国際交流、出納事務、学校教育、社会教育等	組織の管理・運営、市税・保険料等の賦課及び滞納処分、占用許可等 ※上記に関する補助的な業務は除く

(2) 任用期間及び再度の任用について

任用期間は、採用日にかかわらず、採用年度の3月31日まで(1会計年度以内)となります。ただし、勤務実績等を考慮し、再度任用されることがあります。(最大2回まで)

(3) 勤務日・勤務時間

週5日、1週間あたり35時間(1日あたり7時間勤務、休憩時間1時間)の勤務となります。
(勤務時間の例) 8:30~16:30、9:00~17:00、11:00~19:00(※窓口延長対象所属)

(4) 休日

原則、土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始(12月29日から1月3日まで)となります。ただし、配属される所属により休日に勤務が必要な場合があります。休日に勤務が命ぜられる場合、勤務する時間に応じて、振替休日を取得することが可能です。

(5) 勤務場所

市役所本庁舎、東庁舎、保健所、各サービスセンターなど

(6) 報酬等(内容は令和8年10月現在の内容であり、採用時は条件が異なる場合があります。)

報酬	本市での経験年数に応じ月額8,959円~10,377円の範囲で決定します。 ※地域手当相当分を含む【締切日：月末、支払日：翌月16日】 (例)月に21日勤務した場合 月額188,139円~217,917円の範囲で支給されます。
期末及び勤勉手当	支給月数は年間4.65か月分とし、次の計算により算出される手当額を年2回(6月期及び12月期)支給します。 ・手当額=「基準日以前6月の1月あたりの平均報酬額」×「支給月数」×「期間割合」 (例)平均報酬月額18万8千円で、本市に初めて任用された場合 6月期：約131,130円(188,000円×2.325×0.3(※)) 12月期：約437,100円(188,000円×2.325×1) ※本市における在職期間に応じて、期間割合は変更となる場合があります。
費用弁償	通勤手当相当分を支給します。(上限あり。1月あたり55,000円)
その他	勤務命令により時間外勤務や休日勤務を行った場合は、各種(時間外、休日)手当に相当する報酬を支給します。

(7) 休暇制度

任用期間、勤務年数に応じて年次有給休暇を付与します。
また、夏季休暇(有給)、看護等休暇(有給)、病気休暇(有給)等の特別休暇が取得できます。

(8) 社会保険

和歌山県市町村職員共済組合、厚生年金保険、雇用保険等に参加します。勤務場所により、労働者災害補償保険が適用される場合があります。

(9) 身分・服務

地方公務員法の規定が適用されます。

(10) その他

会計年度任用職員から常勤職員への切替えは一切ありません。

2 問い合わせ先

この「任命権者からのお知らせ」に関する事項は、次へ問い合わせてください。

和歌山市総務局総務部人事課 (直通) 073-435-1019